

鹿児島県における感染拡大の警戒基準

令和2年8月25日（令和3年11月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策室

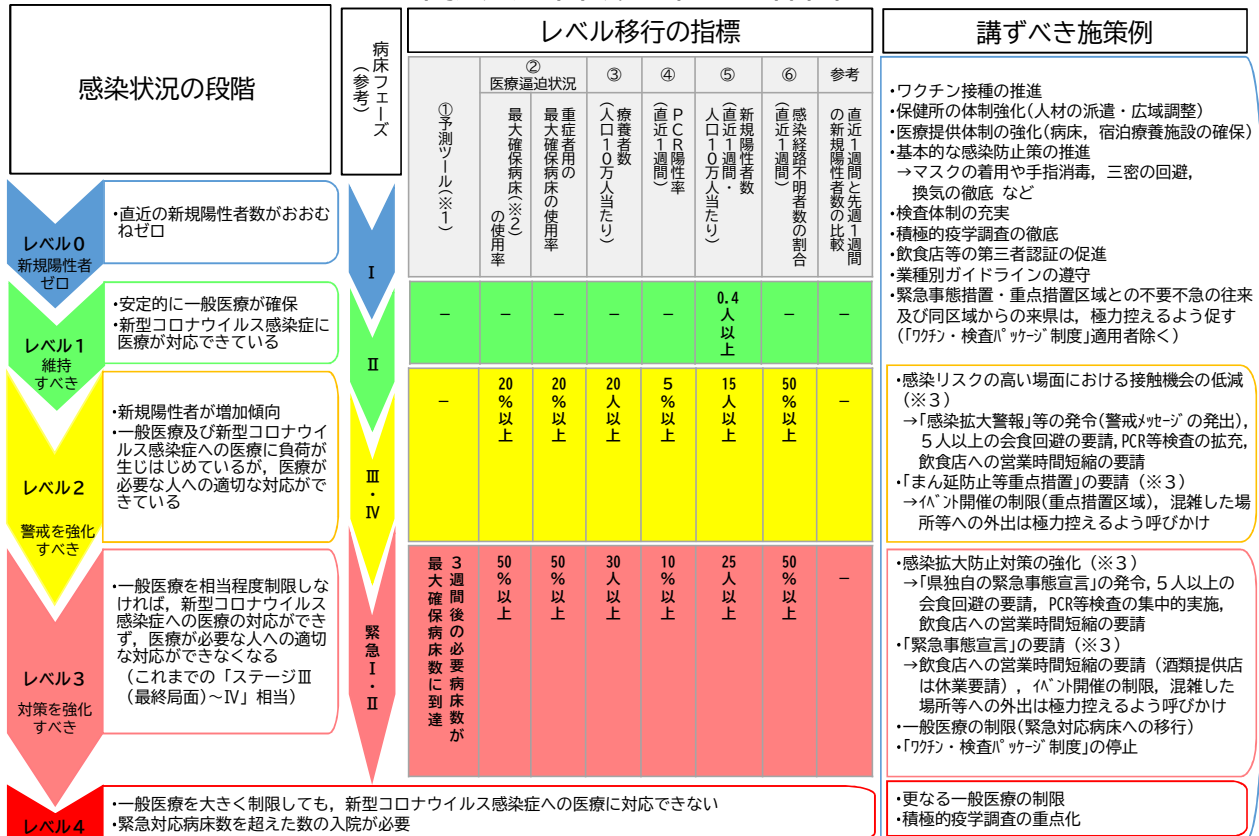
1 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、感染リスクの高い場面における接触機会の低減や感染拡大防止対策の強化を検討するなど、県民に対して「本県の感染状況や対策等の見える化」（警戒基準の設定）を図るものである。

2 警戒基準

- 感染及び医療提供体制の状況に応じて、レベル0から4を設定。
- レベルの判断に当たっては、最大確保病床使用率等の医療逼迫状況の指標を重視した上で、「人口10万人当たり直近1週間の新規陽性者数」等の指標や重症者及び中等症Ⅱ者の数なども考慮し、専門家の意見も踏まえ、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断する。
- 各レベルにおいて取り組むべき施策については、医療提供体制の強化や基本的な感染防止策の推進、感染拡大傾向時等におけるPCR等検査の拡充や営業時間短縮の要請など、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、レベルに関係なく、必要な対策を早期に実施するなど、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

感染拡大の警戒基準 全体図



※1 「予測ツール」により算出した「酸素投与を要する人数(重症者を含む)の予測値」を基に「3週間後の必要病床数」を推計
 ※2 「最大確保病床」とは、県病床確保計画におけるフェーズⅣの病床数
 ※3 「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用により行動制限が緩和される場合あり

鹿児島県における感染拡大の警戒基準

令和2年8月25日（令和3年6月4日変更）
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、外出自粛や休業等の協力要請を検討するなど、県民に対して、「本県の感染状況や対策等の見える化」（警戒基準の設定）を図るものである。

2 警戒基準

- 感染及び医療提供体制の状況に応じて、ステージⅠからⅣを設定。
- ステージの判断に当たっては、医療提供体制等の負荷、感染の状況からなる5つの指標に加え、「直近1週間と先週1週間の新規陽性者数の比較」等を参考に、専門家の意見も考慮した上で、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断する。
- 各ステージにおいて取り組むべき施策については、基本的な感染予防の徹底、集団感染の早期封じ込めなど、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、ステージⅠ及びⅡの段階であっても、ステージⅢで講ずべき施策の一部をエリア限定で実施する場合も含め、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

感染拡大の警戒基準 全体図

